

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 2 月 25 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市都市局市街地整備部住宅課調整係
(電話 011-211-2806、FAX 011-218-5144)

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7 年度 「高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく指定登録機関運営業務」委託業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 予定総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ~ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」、小分類「他に分類されないサービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁。）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号、以下「法」という。）第 28 条第 2 項に規定する登録事務を行おうとする者であって、法第 29 条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- (6) 法第 30 条に掲げる以下の基準に適合する者であること。
 - ア 職員、登録事務の実施方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画について、登録事務の適確な実施のための適切な計画書を提出できる者。
 - イ 前号の登録事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

- ウ 登録事務以外の業務を行つていて、その業務を行うことによって登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。（サービス付き高齢者向け住宅事業に係る運営（これに係る企画、建設等を含む。）に携わらない者及びそのおそれがない者であること。）
- (7) 札幌市内に登録事務を行う事務所を有すること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和 7 年 3 月 4 日（火）14 時 00 分（送付による場合は必着）

(3) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに札幌市役所本庁舎 7 階都市局住宅課打ち合わせスペースにて行う。

(4) 入札書の提出方法

別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
(5) 最低制限価格の設定 無
(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。